

マイナンバーカード（個人番号カード） 利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用と取扱い

- ① マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、**国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類**としてご利用できます。
- ② マイナンバーカードは、①以外にも**顔写真付きの身分証明書**としても広くご活用できます。その際、マイナンバーカードの**表面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能**です。一方、**マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号については、①の場合に限りコピーが許されていることに留意**してください。なお、マイナンバーカードの券面情報のうち、個人番号や臓器提供意思表示欄等を一見して見えなくするようなカードケースをお配りしていますので、ご活用ください。
- ③ マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により、**行政手続のオンライン申請（e-Tax等による確定申告等）や、コンビニで証明書の取得等**も可能となります。

コンビニ交付

場所：全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア

時間：午前6時30分から午後11時（土曜日・日曜日・祝日も利用できます）

※年末年始（12月29日から1月3日）とシステムメンテナンスによる休止日を除きます。

取得できる証明書：①住民票の写し、②印鑑登録証明書、③その他

※**マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号**（利用者証明用電子証明書）が必要です。

①住民票の写し

調布市に住民登録がある方で本人及び同一世帯員の住民票に限ります。

※次の住民票はコンビニでは発行ができません。

- ・住民票コード記載の住民票（マイナンバー（個人番号）の記載は可能です）
- ・亡くなられた方の除票
- ・転出の届出をされた方の住民票の写しや転出後の除票
- ・同一世帯の中に転出の届出を出された方がいる場合、調布市に残られる方の住民票も発行できません。
- ・婚姻、出生等の戸籍の届出があった場合、コンビニで取得できる住民票に内容が反映されるまで日数がかかる場合があります。
- ・氏名や住所の異動履歴の記載された住民票の写し
- ・氏名等の桁数が多く、各証明書に記載できる範囲を超える場合。
- ・住民票記載事項証明書

②印鑑登録証明書

・調布市に印鑑登録がある方に限ります。

（注）印鑑登録証はコンビニでの利用はできません。

また、市役所等窓口で印鑑登録証明書を取得する際には従来通り、印鑑登録証兼調布市民カードが必要となりますので、破棄しないようお願いします。

③戸籍証明書

戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し（全部・一部）

- ・調布市に本籍がある方が対象
- ・他市区町村が本籍の方も、取得可能な場合があります。（初回登録が必要（数日かかります））

④税証明書

課税・非課税証明書、所得証明書

納税証明書（市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）

2 マイナンバーカードのパスワードの扱い

マイナンバーカードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。市区町村の窓口で配布された「暗証番号記載票」を、大切に保管してください。なお、パスワードを忘れた場合、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく必要があります。

3 引越等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

市外への引越や婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。（暗証番号の入力が必要です。）
転入届を異動日から14日以内にお手続きできない場合、マイナンバーカードは自動的に失効します。

4 マイナンバーカードの有効期間

令和4年4月1日以降、申請が受理された時点で、18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日まで（※）となります。また電子証明書の有効期限は発行日後5回目の誕生日までとなります。更新は、有効期間内に申請が必要です。対象の方には事前にご案内を郵送させていただきますが、期限内にお手続きが完了しない場合はカードが失効しますのでご注意ください。有効期間の満了の3ヶ月前より、住民票のある市区町村の窓口で申請できます。

（※）外国人の方の有効期間はマイナンバーカード発行日から10回目（18歳未満の場合は5回目）の誕生日または在留期間満了日のいずれか早い日までとなります。在留期間の延長があり、マイナンバーカードの有効期間の変更を申請する場合も、現在の有効期間内での申請が必要です。期限内にお手続きが完了しない場合はカードが失効しますのでご注意ください。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

5 マイナンバーカード紛失等の場合

- ① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。併せて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行って下さい。
 - ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178
 - ・マイナンバーカードコールセンター（有料）0570-783-578
（繋がらない場合には 050-3818-1250）なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。
- ② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。
- ③ 紛失等に伴う再交付の際には住民票のある市区町村が定める手数料が掛かります。
（マイナンバーカード800円＋電子証明書200円）

6 その他

マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

7 問い合わせ先

- ・調布市マイナンバーコールセンター（土・日・祝日も可 8：30～17：15）
電話番号：0570-00-7211 つながらない場合 03-5427-3272
- ・調布市市民部市民課第一市民係
電話番号：042-481-7041～3
- ・神代出張所
電話番号：042-481-7600